

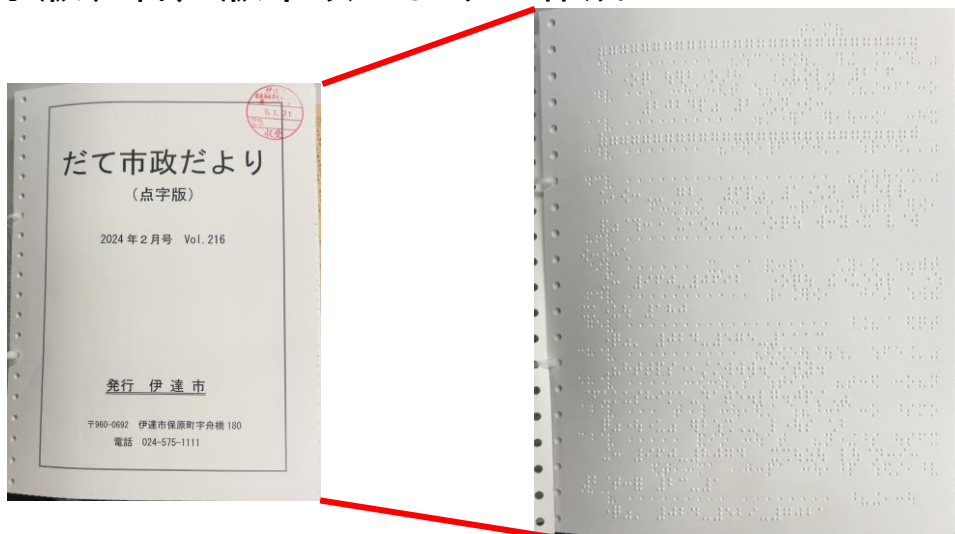
# 合理的配慮に関する伊達市取り組みについて

## 不当な取扱いの例

- ・法令上、普通自動車免許を取得できる聴覚障がいのある人が、免許取得のため、自動車学校に申込みに行ったが、聴覚障がいを理由に断られた。  
⇒市担当者及び警察と連携し、自動車学校へ説明に行き、自動車学校の理解を得て、無事免許取得  
⇒入学の説明等では、手話通訳者が同行し、意思疎通支援を実施

## 合理的配慮の事例①

- ・点字版、音声版市政だよりの作成



## 合理的配慮の事例②

- ・窓口への手話通訳者の配置



# 合理的配慮に関する伊達市取り組みについて

## 合理的配慮の事例③

- ・ 記者会見やイベントなどでの手話通訳者の配置



## 合理的配慮の事例④

- ・ イベントなどへ音声認識文字化アプリなどをインストールしたiPad設置



## 合理的配慮の事例⑤

- ・ 窓口に杖おきを設置



# 合理的配慮に関する伊達市取り組みについて

## 合理的配慮の事例⑥

- 伊達市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」及び「伊達市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に係る留意事項」を作成し、新採用職員研修などで研修実施

### 伊達市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領 に係る留意事項

#### 第1 趣旨

この留意事項は、「伊達市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年伊達市訓令第26号）」に規定する「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」に関し、留意すべき事項について示すものとする。

#### 第2 対象とする障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。（社会モデル<sup>\*</sup>の考え方を踏まえた障害者基本法に規定する「障害者」と同様。）

※社会モデル

障がい者が日常生活・社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方。

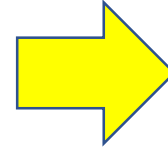
☞ 対象とする障がい者は、障がい者手帳の所持者に限られない。

解説を加えてわかりやすく

# 合理的配慮に関する伊達市取り組みについて

## 合理的配慮の事例⑦

- ・ 障がいのある職員が働きやすい環境の整備



## 周知・啓発

- ・ 「伊達市第4期障がい者計画」において「障害者差別解消法の周知」「合理的配慮の普及・啓発」として、市として取り組むべき内容として掲載
- ・ 市ホームページや広報紙への掲載、インターネットを活用した情報提供（福島県障がい福祉課のHPなど）、ポスターの掲示、パンフレットの配布など、アクセシビリティに配慮しつつ、多様な媒体を用いて、市内事業者及び市民への周知・啓発